

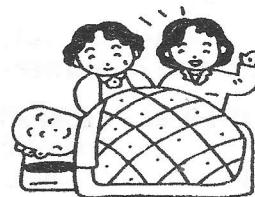
## 訪問看護ステーションによる訪問看護療養費が助成対象に

兵庫協は兵庫県及び神戸市に対して、「訪問看護ステーションによる訪問看護を利用した場合の訪問看護療養費も重度障害者医療費助成制度の対象とするよう」要求してきました。これに対して、兵庫県は本年7月から、次のように実施することになり、県内各市町も実施されます。すでに多くの他府県では、実施されていますが、長年の要求がまた一つ実を結びました。

### 《兵庫県》

重度障害者等が利用する訪問看護ステーションの訪問看護療養費にかかる助成制度が次のように拡充されます。

1. 対象者；福祉医療制度の対象者  
 重度障害者医療費助成(身体障害1・2級、重度の知的障害、精神保健福祉手帳1級)、高齢重度障害者医療費助成、高齢期移行者医療費助成、こども医療費助成、母子家庭等医療費給付の各事業
2. 助成内容；訪問看護ステーションにより訪問看護が実施された場合、医療保険で給付される訪問看護療養費に係る自己負担分の一部を助成
3. 所得制限；市町村民税所得割税額が23.5万円未満(世帯合算)等
4. 自己負担；600円/日 等
5. 実施主体；市町
6. 実施時期；2021年7月(福祉医療制度の受給者証の更新日)



### 《神戸市の場合》

1. 対象者；以下の医療費助成を受けている方が対象です。
  - ・重度障害者医療費助成
  - ・高齢重度障害者医療費助成
  - ・高齢期移行者医療費助成
  - ・こども医療費助成
  - ・ひとり親家庭等医療費助成
2. 助成方法；兵庫県内の訪問看護ステーションを利用する際に、以下の書類を提示する。
  - ・健康保険証
  - ・福祉医療費受給者証
  - ・高齢受給者証(70歳～74歳の方のみ)
  - ・限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)

兵庫県外の訪問看護ステーションを利用する場合は、受給者証を使うことができませんので保険診療の自己負担(医療費の1割～3割)を負担し、後日住まいの区役所・支所または出張所で申請することで払い戻される(償還払い)。なお、高齢重度障害者医療を受給している方は払い戻し手続きは不要です。

3. 医療費；保険診療の自己負担(医療費の1割～3割)から下記の外来一部負担金を控除した額を助成

外来一部負担金

制度	区分	一部負担金
(高齢) 重度障害者医療費助成	一般	1 医療機関ごとに1日600円を限度に月2回までの負担(3回目以降無料)
	高校生以下、低所得	1 医療機関ごとに1日400円を限度に月2回までの負担(3回目以降無料)
	重症心身障害児(者)	自己負担なし
高齢期移行者医療費助成	区分1	2割負担で8,000円まで負担
	区分2	2割負担で12,000円まで負担
こども医療費助成	0歳から2歳	自己負担なし
	3歳から15歳(中学3年生)	2割負担で1医療機関ごとに1日400円を限度に月2回までの負担(3回目以降無料)
ひとり親家庭等医療費助成	-	1 医療機関ごとに1日400円を限度に月2回までの負担(3回目以降無料)

☆ 重度障害者医療費助成制度等、福祉医療制度は、県との協調事業として県内の各市町で実施されています。多くの市町では、県の制度にその自治体独自の所得制限や対象者の範囲の拡大などが行われています。今回の制度拡充を機に、各市町の福祉医療制度を点検してみましょう。